

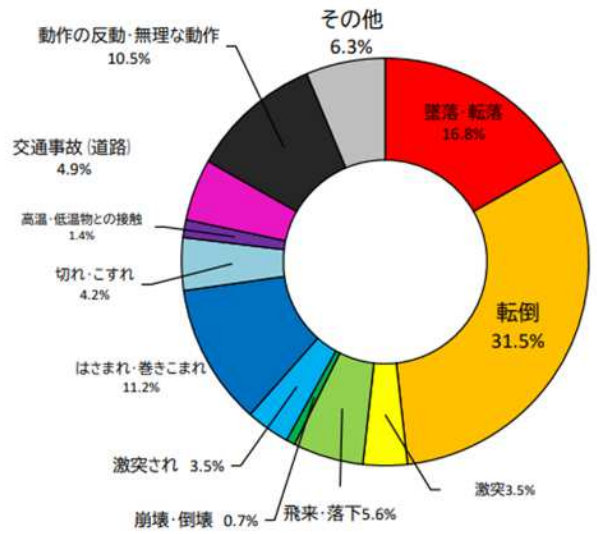
# 敦賀署通信（令和7年2月号）

## 敦賀労働基準監督署管内の業種別労働災害発生状況

区分	令和6年 令和7年1月末速報				対前年 増減率(%)		
	6年	5年	対前年 増減	増減率 (%)	6年	5年	対前年 増減
<b>全産業</b>	<b>143</b>	<b>139</b>	<b>4</b>	<b>2.9</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>-3</b>
<b>製造業</b>	<b>20</b>	<b>25</b>	<b>-5</b>	<b>-20.0</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>-1</b>
食品製造業	5	4	1	25.0	1	1	0
繊維工業・繊維製品製造業	1	0	1	—	—	—	—
木材・木製品・家具等製造業	3	6	-3	-50.0	—	2	-2
パルプ・紙・印刷・製本業	1	0	1	—	—	—	—
化学工業	3	4	-1	-25.0	—	—	—
薬業・土石製品製造業	0	1	-1	-100.0	—	—	—
鉄鋼・非鉄金属製造業	0	1	-1	-100.0	—	—	—
金属製品製造業	0	0	±0	—	—	—	—
一般機械器具製造業	0	0	±0	—	—	—	—
電気機械器具製造業	3	0	3	—	—	—	—
輸送用機械等製造業	1	1	±0	—	—	—	—
電気・ガス・水道業	0	0	±0	—	—	—	—
その他の製造業	3	8	-5	-62.5	—	—	—
<b>鉱業</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>建設業</b>	<b>27</b>	<b>13</b>	<b>14</b>	<b>107.7</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
土木工事業	9	7	2	28.6	—	1	-1
建築工事業	11	2	9	450.0	—	—	—
木造家屋等建築工事業	3	0	3	—	—	—	—
その他の建設業	7	4	3	75.0	—	—	—
<b>運輸業</b>	<b>19</b>	<b>19</b>	<b>±0</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
鉄道等・運送旅客運送業	1	2	-1	-50.0	—	—	—
運送貨物運送・海上貨物取扱業	18	17	1	5.9	—	1	-1
その他の運輸交通・運送業	0	0	±0	—	—	—	—
<b>農林・畜産・水産業</b>	<b>8</b>	<b>5</b>	<b>3</b>	<b>60.0</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
林業	3	2	1	50.0	—	—	—
<b>商業</b>	<b>16</b>	<b>18</b>	<b>-2</b>	<b>-11.1</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
小売業	12	16	-4	-25.0	—	—	—
金融・広告業	2	0	2	—	—	—	—
保健衛生業	30	38	-8	-21.1	—	—	—
社会福祉施設	22	34	-12	-35.3	—	—	—
接客娯楽業	4	4	±0	—	—	—	—
飲食業	2	1	1	100.0	—	—	—
飲食店	2	3	-1	-33.3	—	—	—
ゴルフ場の事業	0	0	±0	—	—	—	—
清掃・と畜業	5	3	2	66.7	—	—	—
ビルメンテナンス業	4	1	3	300.0	—	—	—
その他の業	11	14	-3	-21.4	—	—	—
警備業	2	9	-7	-77.8	—	—	—

※休業4日以上の死傷災害数は労働者死傷病報告による。死亡災害数は死亡災害報告による。

## 令和6年 事故の型別 労働災害発生状況



## 今月のトピック

### 建設事業無災害表彰の授与式を行いました！

西松建設株式会社が施工した建設工事が無災害で完了しましたので、建設事業無災害表彰状を授与することを決定し、令和7年1月29日（水）、厚生労働省労働基準局長からの表彰状を、敦賀労働基準監督署長より伝達しました。



西松建設株式会社 関東土木支社 敦賀出張所 所長 林 輝男氏（右）  
敦賀労働基準監督署 署長 野崎清隆（左）

2月は、「**化学物質管理強調月間**」です。

スローガン  
正しく理解  
正しく管理  
化学物質と向き合おう

## 監督署からのお知らせ

建設業の労働災害が前年同期比で比べて大きく増加しています。建設業界は、年度末に向けて業務繁忙となり、より災害が発生する傾向がありますので、今一度「**安全第一**」を徹底しましょう。

また、**除雪対応**で時間外労働が発生した場合は、33条に基づく届出の有無に関わらず、**割増賃金の支払いが必要**です。なお、除雪対応の時間とは、実際に除雪作業を行った時間のみならず、除雪等の対応のために待機している時間も含まれますのでご注意ください。

令和7年1月1日から、労働安全衛生関係の一部手続きの**電子申請**が原則**義務化**されました。

（同日より**労働者死傷病報告**の様式が一部**変更**となっています。）

- ・ 帳票入力支援サービスの利用方法に関するお問合せ 03-5829-5921（ヘルプデスク）
- ・ e-Govが提供する各サービスの利用方法等に関するお問い合わせ 050-3786-2225（サポートデスク）

建設現場の安全に向けたリーフレット



電子申請義務化一覧



電子申請マニュアル



死傷病報告の電子申請の流れ (Youtube)



「**転倒**」を事故の型とする労働災害が多く発生しており、管内で発生した労働災害の**1/3**を占めています。

**冬季**は降雪や路面の凍結による「**転倒**」災害の増加が見込まれることから、労使間で冬季特有災害防止について話し合い、しっかり安全対策を講じた上で作業を行うよう徹底しましょう。

また、令和6年12月1日～令和7年2月28日は「**冬季無災害運動**」の推進期間となっています。

上記の「**転倒**」災害に加え、「**交通事故**」、「**墜落・転落**」、「**除雪作業時の重機との接触**」、「**一酸化炭素中毒**」等の冬季特有災害にも注意してください。

冬季転倒災害防止に係るリーフレット



詳細は、二次元コードから